

R04-21000-00831

令和4年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾 様

長崎県監査委員 下 田 芳 之
同 砺 山 和 仁
同 前 田 哲 也
同 中 村 泰 輔
(公 印 省 略)

令和3年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された標記報告書について、その審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度長崎県内部統制評価 報告書に係る審査意見書

長 崎 県 監 査 委 員

令和3年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度長崎県内部統制評価報告書

第2 審査の範囲

「長崎県内部統制に関する基本方針」（令和2年3月31日）において、内部統制の対象として「財務に関する事務」を中心とされていることから、当該事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況について審査した。

第3 審査の着眼点

1 内部統制の評価手続

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続については、対象事務が網羅的に評価されているか、内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか審査を行った。

- (1) 全庁的な内部統制の評価については、評価項目に沿って行われているか。
また、全庁的な取組や状況の変化を反映して適切に行われているか。
- (2) 業務レベルの内部統制の評価については、内部統制の不備として把握すべき事案がリスク評価シートにより適切に把握されているか。

2 内部統制の評価結果

評価結果に係る審査については、内部統制の不備を把握した場合、当該不備が重大な不備に該当するかの判断が適切に行われているか、また、是正された内部統制の整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されているか審査を行った。

第4 審査の実施内容

令和4年6月23日に提出された「令和3年度長崎県内部統制評価報告書」について、長崎県監査基準に準拠し、関係部局に説明を求め、8月23日から9月8日にかけて審査を行った。

第5 審査の結果

「令和3年度長崎県内部統制評価報告書」について、上記のとおり審査した限りにおいて、内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

第6 その他

令和3年度においては、今回の報告書に記載されているとおり、「令和2年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書」に記載した留意事項について改善に向けて取り組まれたが、リスク対応策の運用が確実に実施されず同じミスを繰り返した事例などが発生していることから、引き続き、同留意事項に関する取組も進めながら、内部統制制度の効果的かつ確実な運用に努められたい。

○令和3年度長崎県内部統制評価報告書（抜粋）

5. 前年度評価報告書に係る監査委員からの審査意見書への対応等

監査委員から提出された令和2年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書において、留意事項として「1 内部統制制度の周知徹底及び理解促進について」、「2 自己評価における評価基準について」、「3 不備に対する対応について」の意見を受けました。

このため、令和3年度は、職員の理解促進を図るため、各部署の課長会議や総務部長と振興局管理職員との意見交換等の機会を活用して内部統制の趣旨説明を行ったほか、制度の趣旨や具体的な取組内容、留意点等をわかりやすくまとめた動画を新たに作成し、全職員を対象とした研修を実施しました。また、「長崎県内部統制実施要領」や評価様式等について所要の改正を行うなど、評価基準の明確化を図ったことに加え、評価作業を通じて確認された不備については、その具体的な内容、発生の要因・背景・改善点等を全庁で共有しました。このほか、年度途中で中間評価を実施し、取組が不十分と考えられる所属に対して注意を喚起するなど、内部統制のさらなる定着に向けて取り組みました。

しかしながら、令和3年度においても、リスク対応策の運用が確実に実施されず同じミスを繰り返した事案のほか、内在するリスクへの対応策の検討が不足していたため、当初想定していなかったリスクが顕在化した事案などが発生しており、制度の浸透が必ずしも十分とはいえない状況にあるため、今後も内部統制の取組が職員一人ひとりに確実に定着するよう、引き続き、制度趣旨の周知徹底に向けた取組を進めてまいります。

【参考】 審査等の経過

- 1 内部統制推進ワーキンググループ会議出席（監査事務局員）
令和4年4月14日
- 2 内部統制評価報告書審査計画の策定
令和4年4月22日
- 3 各所属の自己評価に係る予備審査（監査事務局員）
 - 川棚食肉衛生検査所
令和4年5月11日
 - 工業技術センター・環境保健研究センター・窯業技術センター
令和4年5月13日
 - 農業大学校
令和4年5月25日
 - 島原振興局
令和4年5月18日～5月20日
 - 長崎港湾漁港事務所
令和4年5月30日～5月31日
 - 長崎振興局
令和4年6月 2日～6月 3日
 - 県北振興局
令和4年6月 7日～6月10日
 - 本庁各部局
令和4年6月23日～7月25日
 - 危機管理監、企画部、総務部、地域振興部、文化観光国際部、
県民生活環境部、福祉保健部、こども政策局、産業労働部、水産部、
農林部、土木部、出納局
- 4 内部統制評価報告書に係る審査
 - (1) 監査事務局員による予備審査
令和4年8月 2日
新行政推進室、会計課、総務文書課
 - (2) 監査委員による審査
令和4年8月23日
新行政推進室、会計課、総務文書課、人事課、財政課、管財課、
債権管理室、スマート県庁推進課、建設企画課、物品管理室